

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所7号機の重大事故等対策等に係る訓練に関する面談

2. 日時：令和5年11月6日（月） 17時00分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門

関企画調査官、坂本主任原子力専門検査官、岡村主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部保安管理グループ マネージャー 他14名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、柏崎刈羽原子力発電所7号機の重大事故等対策等に係る訓練の計画について資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、資料の「4. スケジュール」について、東京電力が計画する訓練が、令和3年4月14日に原子力規制委員会の特定核燃料物質の移動を禁止する命令に該当しないものであれば、原子力規制検査（「重大事故等対応訓練のシナリオ評価」及び「重大事故等対応要員の訓練評価」のチーム検査）が実施できると考えるが、東京電力が計画する訓練の位置づけを整理し、資料をもって説明するよう伝えた。

また、資料の訓練内容、訓練手順、実施方法、体制等については原子力規制検査の中で確認する旨を伝えた。

○東京電力より、訓練の位置づけを整理し、再度説明する旨の回答があった。

6. その他

資料 柏崎刈羽原子力発電所成立性確認訓練（シーケンス訓練・大規模損壊訓練）の計画について